平成30年度 第2回市川市環境審議会 会議録

平原会長

それでは、ただ今より、平成30年度第2回 市川市環境審議会を開会いたします。

事務局(環境政策課管理・調整グループ主幹)

それでは、ここで定足数の確認をさせていただきます。

本日の会議の出席状況ですが、新井委員、後藤委員、辰田委員、石井委員、青山委員から欠席のご連絡をいただいております。

また、出席予定でまだお見えになっていない委員が1名いらっしゃいます。

従いまして、現在、11名の委員の方にご出席いただいております。「市川市環境審議会条例」 第6条第2項において、委員の半数以上の出席と定められておりますことから、本日の会議は、 定足数に達しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の審議会でございますが、議題は、

議題1 「江戸川清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案について」

議題2 「一般国道464号 北千葉道路(市川市〜船橋市)の環境影響評

価方法書について」

議題3 「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の

向上のためのカラス被害の防止等に関する条例について」

議題4 「生物多様性いちかわ戦略の進捗状況について」

となっております。

「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして公開とすることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局(環境政策課管理・調整グループ主幹)

それでは公開することといたします。

本日、傍聴を希望される方が2人いらっしゃいます。

傍聴希望者にお入りいただきます。

(傍聴者 入室)

平原会長

早速、審議に入りたいと思います。

議題1です。

前回の審議会に続きまして、江戸川清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案についてであ

ります。

本日は前回の審議等を踏まえて、答申をまとめていきたいと思います。

始めに、これまでの「質疑概要」について、東京二十三区清掃一部事務組合さんからの説明 をお願いいたします。

清掃一組建設部事業推進担当課長

東京二十三区清掃一部事務組合の松崎でございます。よろしくお願いします。

お手元の平成30年度第1回環境審議会の質疑概要をお願いします。

No.1 から No.6 につきましては、先日の第1回環境審議会での報告内容と当日のやり取りを とりまとめたものです。

その中で、No. 2 の、後藤委員から、資料 1 の 33 ページで調査結果の単位が抜けているのではないか、とのご指摘がございました。先日の住民説明会では単位を入れて、ご説明をさせていただいています。

No.7をご覧ください。審議会の終了後、小倉委員に補足説明をさせていただきましたので、簡単にご説明させていただきます。小倉委員から、CO2の削減効果について環境影響評価書案の概要、ピンクの表紙のものですけれどもこちらに記載がないのではないか、ということで、削減効果があるはずなので算入をしたほうがいいのではないか、とのご指摘をいただきました。こちらにつきましては本編の資料編に予測値を記載している、とご説明を差し上げております。次に、8月7日までにご質問をいただいた中で、青山委員から2点のご質問をいただきました。まずNo.8でございます。資料1の27ページ、工事用車両の影響について、一日何台くらいの車両が往来するのか、また騒音・振動は台数によっては予測結果を上回ることがあるのではないのか、とのご質問でございます。私どもで回答させていただいたのは、工事用車両は最大で一日当たり片道164台走行すると想定しております。工事用車両が最大となる条件で、騒音・振動の予測・評価を行っておりますので、騒音・振動が上回ることはない、ということでございます。

No.9 でございますが、工事の完了後も、騒音・振動が風の向きによっては、市川の方にも影響があるのではないか、とのご質問でございます。こちらにつきましても、建替後の施設から発生する騒音・振動については、影響が最大となるのは敷地境界でございます。その敷地境界においても予測結果は規制基準を下回ることから、市川市側への影響は小さいと考えております。また、建替後の建物や煙突の高さ、形状等は既存とほとんど変わらないことから、風環境への影響もないと考えております。

説明は以上でございます。

平原会長

東京二十三区清掃一部事務組合さん、ありがとうございました。ご退席をお願いします。 では答申案に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 (環境政策課長)

環境政策課長の萩原です。よろしくお願いします。

お手元の「答申案」をお願いします。

さきほど、東京二十三区清掃一部事務組合から説明がありましたが、その内容並びに現在の 庁内意見を踏まえて、お手元の答申案を作成しました。

では読み上げさせていただきます。

江戸川清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する環境保全の見地からの意見について(答申)

市川市長 村越祐民様

市川市環境審議会会長平原隆史

平成30年7月19日付、市川第20180711-0157号で当審議会に諮問のあったこのことについては、その重要性に鑑み慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

江戸川清掃工場は、旧江戸川を挟み、本市の行徳地域に隣接し、東京二十三区清掃一部事務 組合が管理している一般廃棄物の焼却処理施設である。

同工場は、平成9年に竣工して以来平成30年3月現在で21年が経過しており、耐用年数及び整備期間等を考慮して一日当たりの可燃ごみ処理能力600トンの同規模での建替えを進め、 ごみの確実な処理体制を維持することとしている。

また、当該事業は、東京都環境影響評価条例に基づく対象事業であり、当該事業に係る環境 影響評価書案では、本市域の生活環境等に対する配慮がなされているが、懸念される事項につ いて別紙のとおり意見を付す。

- 1. 事業の実施にあたっては、本環境影響評価書案に則り実施することは勿論のこと、今回、 予測・評価項目としなかった水質汚濁等の項目も含め、新たに土壌の汚染が判明する等の疑義 が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度 の趣旨に照らし、適正な配慮を講じること。
- 2. 敷地内の緑化やエネルギーの有効利用については、地球規模の問題である温暖化対策に資するものであることから、実行可能かつ積極的な措置を講じること。
- 3. 具体的な工事計画の策定段階において、工事用車両が市川市内を走行することとなった場合は、大気汚染、騒音及び振動はもとより、近隣住民や通学児童等への安全配慮の観点からも、関係機関と協議を実施し、万全な対策を講じること。
- 4. 工事の施行中及び完了後において、本環境影響評価書案に記載された環境保全のための措置が十分でないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認められた場合は、適切に対応すること。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

平原会長

ありがとうございました。

これまでの審議会でのやりとりや庁内意見を踏まえて答申案を作成したとのことです。

委員のみなさん、何かご意見などはございますか。

ご意見がないようですので、お手元の答申案どおりといたします。

では、次に移ります。議題2であります。

一般国道 464 号 北千葉道路(市川市〜船橋市)の環境影響評価方法書について、千葉県より 説明をお願いします。

事務局 (環境政策課管理・調整グループ主幹)

会長、副会長、席の移動をお願いします。

千葉県県土整備部都市計画課副課長

千葉県県土整備部都市計画課副課長の横須賀でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

これから説明いたします、北千葉道路につきましては、県が都市計画手続きとあわせまして、 環境アセスメントの手続きを進めております。

環境アセスメントにつきましては、最初の手続きである配慮書が今年の4月に終了したところでございます。

今回、配慮書の次の手続きとなります方法書について、8月14日から公告・縦覧の手続きに 着手した状況でございます。

方法書は、今後実施する環境影響評価の項目や、調査・予測・評価の手法を取りまとめた図書となっておりまして、住民や関係市長ほか、環境の知事の意見を伺い、それらの意見をふまえて内容を決定していくこととなります。

方法書の内容につきまして、事業を担当いたします道路計画課から説明させていただきます ので、本日はよろしくお願いいたします。

千葉県県土整備部道路計画課主査

千葉県道路計画課の白川と申します。本日はよろしくお願いいたします。

なお、質疑等において、専門的な事項が含まれる場合もございますので、本日はコンサルタント会社の担当者を同席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それではお手元の資料1-3、もしくは前方のスクリーンをご覧ください。

方法書本編につきましては、約300ページございまして、全てをご説明することはできませんので、本日は、方法書の概要をまとめたパワーポイントを用いて説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。まずはじめに、環境影響評価及び都市計画手続きの流れについてご説明します。本事業は、ご覧のフローのように、環境アセスメントと都市計画変更の手続きを並行して進めてまいります。本日ご説明しますのは、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書、これから方法書と呼ばせていただきますけれども、こちらの図書となります。方法書は、今年の1月に公表しました配慮書に対する意見などを踏まえ、今後実施する環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかを取りま

とめた図書となってございます。

次に、方法書の流れについて詳しくご説明します。まず、都市計画決定権者である千葉県知事は、8月14日に図書を公表いたしました。この図書につきましては、環境を所掌する千葉県知事、また、関係市長に図書を送付します。図書は、8月14日から9月13日まで1カ月間縦覧を行います。その縦覧期間中に、説明会を開催いたします。説明会の開催日や場所については、別途お配りしている資料1-2の北千葉道路だより第4号の裏面に記載しておりますので、後ほどご覧ください。また、図書の内容について環境の保全の見地からご意見のある方につきましては、9月27日まで意見書を提出することができます。都市計画の知事は、その意見の概要を取りまとめ、環境の知事、関係市長にその内容を送付いたします。環境の知事は、その送付を受けてから90日以内に、意見書を提出することとなります。配慮書では、都市計画の知事から直接、関係市長に意見照会を行いましたが、方法書では、環境の知事から関係市長のほうに意見照会を行います。こちらの意見照会は近日送付されるということで、10月31日までの回答期限で、関係市長は環境知事に意見を提出する予定となっております。

次に、資料 1-3 の 3 ページ目をご覧ください。方法書の概要についてご説明します。ご覧のように、1 章から 8 章で構成しており、1 章から 3 章は、事業の名称や、目的・内容といったものになってございます。4 章は、配慮書と同様に、既存資料の収集により整理しました地域特性でございます。5 章は、配慮書の結果。6、7 章は、配慮書における国土交通大臣や知事などの意見と見解を示しております。8 章は、今後実施する環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載したものとなっております。

まず、事業の概要についてご説明します。5 ページ目をご覧ください。事業の名称及び内容についてですが事業の名称は、「一般国道 464 号北千葉道路」です。次に、事業の内容になります。方法書において新たに記載した内容としては、道路の設計速度、区分、構造の概要となっております。構造等については、後ほど断面のイメージをお示しさせていただきたいと思っております。事業の内容についてですが、こちらも配慮書と同様、図面の中央上段に白丸で記載しています「成田空港等拠点への広域高速移動の強化」や、「周辺道路の渋滞の緩和」、「災害時の緊急輸送ネットワークの強化」を目的としています。次に、都市計画対象道路事業実施区域については、図面中央の黒色の実線で示した範囲となります。なお、図面左側の今年6月に開通した外環道に接続する仮称北千葉ジャンクション部分や、東側の国道16号に接続します小室インターチェンジの部分については、将来のランプ線を考慮した範囲を設定しています。対象事業実施区域につきましては、事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増設が予想される概ねの範囲となってございます。工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が予想される概ねの範囲を示した区域となってございますので、実際に道路ができる範囲、および工事用道路等の設置が予想される範囲を示した区域となっています。

関係市としては、市川市の他7市、計8市となっております。

次に、8ページ目をご覧ください。現在検討中の道路構造についてご説明します。市川市から鎌ケ谷市間については、整備イメージ①となりますが、一般部4車線と真ん中に専用部4車線の併設構造で、専用部の自動車専用道路は、早期整備が可能な高架構造を基本と考えてござ

います。ただし、仮称北千葉ジャンクションから約 2kmの区間については、外環道の専用部が掘割構造となっていることなどから、連続性等を踏まえ、掘割式又は地下式を検討してございます。また、市川市の大町あたりで、北総線と交差する所がございますが、こちらの周辺については、嵩上式又は地下式を検討しております。

その先、鎌ケ谷市から国道 16 号間については、整備イメージ②にあるように、すでに一般部 4 車線が開通済みであることから、一般部の内側の北総線の両脇に専用部を整備する構造を検 討しております。

次に、地域概況についてご説明します。

10ページ目をご覧ください。地域概況については、先ほど7ページ目でご説明した対象事業実施区域及びその周囲について、既存資料の収集により自然的状況や社会的状況を把握した内容となっております。調査結果は平成30年3月時点で把握した内容となっております。10ページ目は自然的状況、11ページ目は社会的状況となっており、時間の都合もございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、配慮書の概要及び意見と見解についてご説明します。

13ページ目をご覧ください。

配慮書で取りまとめた内容を記載してございます。この段階では、市街地を通過するため、大気質や騒音に影響を与える可能性があるといった評価や、タガメ、ゲンジボタルの一部の生息地を通過するため、動物に影響を与える、といった評価を行いました。この内容につきまして、14ページ目には、国土交通大臣からいただいたご意見とその見解について記載してございます。概要としましては、いただいたご意見を踏まえ、方法書以降の手続きを進めるといった見解となっております。まず、総論としては、対象事業実施区域の設定に当たっては、環境保全上重要な市街地や、配慮が特に必要な施設である学校や病院など、それらへの影響の回避又は極力低減、また、それらが存在する場合には、影響を十分考慮し、評価項目の適切な選定といったご意見をいただいておりまして、見解としては、環境保全上重要と考えられる対象について、実行可能な限り回避又は低減するとともに、今後、詳細なルートや構造の検討を踏まえ、同様に配慮してまいりたいと考えております。また、事業特性等を踏まえ、事業の影響を受けるおそれのある項目を今回選定しました。

大気質や騒音については、住居等への影響を適切に把握するために必要な調査・予測・評価の実施やその結果を踏まえた保全措置の検討といったご意見をいただいておりまして、また、周辺地域の状況等を踏まえた最新の情報による計画交通量を推計し、予測、評価を実施してください、といったご意見をいただいております。いただいた意見を踏まえて、今後の手続きを実施してまいります。続いて、国交大臣意見の中で、生態系については、重要度の高い湿地として「市川市大町周辺の谷津田」がございまして、そちらについて専門家等からの助言を踏まえた調査、予測、評価の実施とその結果を踏まえた保存措置の検討といったご意見をいただいており、今後の手続きにおいて、必要に応じて専門家等の助言を踏まえ、調査、予測、評価及び環境保全措置を検討し、生態系への影響に配慮してまいります。また、景観についても、主要な景観資源や重要な眺望景観への影響についてご意見をいただいたところです。

次に、一般の意見と見解についてご説明します。配慮書については、12件のご意見をいただきました。内容については、大気質や騒音、地下水や日照、景観、動植物、生態系といった幅広い分野についてご意見をいただいたところです。いただいたご意見の各環境要素を評価項目として選定しまして、今後、影響について、調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減にできる限り努めてまいります。なお、大気質について、PM2.5の現地調査の実施についてご意見がありましたが、PM2.5は複雑な物理、化学過程で変化することから、現時点で具体的な環境影響評価の手法がまだ確立されていない現状にありますので、引き続き関係する技術動向の把握に努めてまいります。

次に、17ページ目をご覧ください。環境知事からいただいた意見と見解でございます。こちらについても国交大臣や一般意見と同様に多岐にわたり意見をいただいておりますが、異なる点としましては、高架構造の場合の低周波音への影響の検討、また、掘割構造の場合の地下水の流動や地下水位への影響に配慮するようご意見をいただいております。こちらにつきましても、今後調査、予測及び評価を行いまして、回避又は低減にできる限り努めてまいります。

18ページ目は、その他、大気質、騒音、振動や廃棄物等について、ご覧のような意見をいただいております。

次に、配慮書については、市川市長以外にも関係5市からご意見をいただいておりますが、本日は市川市長からのご意見と見解についてご説明させていただきます。まず、総括的事項としては、道路構造の検討に当たっては、大気環境など、周辺の保全対象への影響の回避又は極力低減するよう検討するようご意見をいただいております。また、影響評価の実施に当たっては、周辺環境の変化の推移など、知見の集積に努め、適正な配慮を講じることといったご意見をいただいております。いただいたご意見を踏まえ、大気質や水文環境などを評価項目として選定するとともに、できる限り最新の知見や情報を踏まえ適正な配慮を講じてまいります。また、大気質、騒音については、環境影響を適切に把握できる地点の選定や、水質については、排水を伴う建設工事が想定される場合は水質を項目として選定するようご意見をいただいております。これらについても、環境影響を的確に把握できる地点の選定に努めるとともに、今回、水質を評価項目として選定いたしました。最後に、住民等への周知については、貴重な緑地空間や景観資源を有する大町地区の住民や市民団体等への十分な周知といったご意見をいただいておりまして、今回、樹林地を所有される地権者の方や、樹林地で活動される市民団体の方へ直接ご説明に伺い説明をさせていただいたところです。今後も引き続き、できる限り広く周知するよう努めてまいります。

次に、方法書の項目の選定についてご説明します。21ページ目をご覧ください。環境影響評価項目の選定にあたっては、事業の内容や地域特性を把握したうえで、道路事業に係る主務省令に基づき、千葉県環境影響評価技術指針などを参考にしながら、これまでご説明した配慮書についての意見や専門家等の技術的助言などを踏まえて選定しました。選定した項目はご覧のとおりですが、16項目を選定してございます。なお、図中の白丸は、主務省令において参考項目として示されたもので、今回選定したものです。また、四角いところ、こちらは参考項目ではないものの、本事業の事業特性や地域特性から選定した項目です。さらに、黒色の太枠で囲

った項目は、配慮書で選定した項目であり、今回も同様に選定したものです。

次に、各項目の調査、予測、評価の手法についてご説明します。それぞれの手法については、国土交通省の国土技術政策総合研究所、国総研と通常呼んでございますけれども、こちらの道路環境影響評価の技術手法や千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料を参考として選定しております。23 ページ目でございますけれども、大気質、粉じん等についてでございます。調査手法については、二酸化窒素 (NO_2) や浮遊粒子状物質 (SPM) の濃度や粉じん、気象の状況について、環境影響を受ける恐れがあると認められる地域のうち、住居等の保全対象が立地する地域とし、大気質等の状況が適切に把握できる箇所を選定します。なお、方法書の段階においては、具体的な道路構造やその適用範囲が詳細に決まっていないことから、調査地点については概ねの調査範囲を示しております。

次の手続きとなる準備書において、具体的な調査、予測地点やその結果をお示しすることとなります。

これから説明する他の項目についても同じ様にある程度の範囲を今回示しております。

予測手法については、国総研の技術手法に記載された予測手法となりますけれども、大気質は、拡散モデルによる拡散式を用いて年平均値を、また粉じん等は、事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて予測をします。

次に、騒音、振動については、騒音や地表面、振動や地盤の状況を、こういった範囲の中から選定し、調査をいたします。また、予測手法については、技術手法に記載されたものになりますけれども、音の伝搬理論に基づく予測式を用いた騒音レベル、振動は、事例の引用又は解析により得られた式を用いて振動レベルを予測します。

次に、25ページ目は低周波音及び日照阻害でございますけれども、こちらについては、低周波音の状況や住居等の位置、土地利用や地形の状況について、道路構造が高架構造等で、低周波音や日照阻害の環境影響を受けるおそれがある地域から調査を実施してまいります。また、予測手法については、既存調査結果より導かれた予測式ですとか、太陽高度・方位、構造物高さ等から求める式を用いまして、日影図等により予測をいたします。

次に、水質・河川につきましては、水質、浮遊物質量ですとか水象、あとは河川の流況を調査いたします。水質につきましてはご覧の横断する 6 河川、このうち河川流量の変動等の影響を受けるおそれのあると認められる地域から選定して調査をいたします。予測手法については、事例の引用又は解析による手法により、変化を予測します。

次に、地下水と地盤沈下の関係でございますけれども、こちらは地下構造物を予定している 範囲の中から、影響を受ける恐れのあるところに調査を行ってまいります。予測手法について は、地下水は、事例の引用又は解析による手法により、地盤沈下は、理論モデルによる計算又 は数値シミュレーション等を用いて地盤沈下量を予測します。

次に、動物、植物、生態系については、対象事業実施区域及びその端部から 250m程度の範囲とし、特に行動圏が広い動物、主に猛禽類の場合は必要に応じて適宜拡大した上で、動物や植物の生態的特徴、地形や植生等の生息、生育基盤等を踏まえた調査地点や経路を選定し、調査をいたします。また、予測手法については、生息地や生育地の消失や、縮小の程度などを踏

まえ、科学的な知見や類似事例を参考に予測します。

次に29ページ目、景観については、対象事業実施区域及びその端部から約3kmの範囲とし、その中から不特定多数による景観利用等の観点から抽出した主要な眺望点や対象道路の位置等を踏まえ眺望景観に変化が生じると想定される地点から選定します。その予測手法については、主要な眺望点等に係る図上解析のほか、フォトモンタージュ法等による視覚的な表現手法で予測します。人と自然との触れ合いの活動の場については、対象事業実施区域及びその端部から約500mの範囲とし、活動の場への利用性や快適性に影響を及ぼす恐れのある地点を選定します。予測手法については、利用環境等を踏まえた図上解析のほか、類似事例等を参考に予測します。また、廃棄物等については、既存資料から、廃棄物等の種類ごとの発生・処分の状況を調査するとともに、工事に伴う発生量や最終処分量を予測します。評価の手法については、1つにまとめさせていただきましたけれども、まず、評価は、調査及び予測の結果、また、環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、事業実施による影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、必要に応じて環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。また、31ページ下に表を挿入してございますが、二酸化窒素などのように、基準又は目標が示されている場合には、基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局 (環境政策課管理・調整グループ主幹)

それでは、会長、副会長、席のほうへお戻りください。

平原会長

説明が終わりましたので、今の説明に関して皆様からの質疑を受けたいと思います。 質問のある方は挙手をお願いいたします。

大野委員

質問というよりは意見に近いと思うのですけれども、現在の説明で科学的影響、騒音等の物理的影響、生物への影響、それから地下水などの地学的影響はよく分かったのですけれども、それ以外の社会環境ともいうべきものに対するアセスメントが、景観と日照阻害くらいしかないのですね。

多分、市川の国道 298 号もそうですけれども、今までの住居地域を分断する形になり、道路 がコミュニティを分断する形になると思います。そうすると社会学的環境、どんなに設備が良 くて環境が良くても、例えば沼の中の 1 軒屋では生活が成立しません。それは周りに生活環境 があるからです。

生活環境が道路によって寸断されてしまい、今までのような形が壊されてしまう。いわゆる 買い物に行きたくてもいけない、通学路の前にも大きな道路ができてしまう。それらのアセス メントはこの審議会ではない別の場で議論されるかと思いますが、そちらのほうも十分ご検討 いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

千葉県県土整備部道路計画課主査

例えば市川市ですと稲越地区と大町地区、稲越地区は住宅が広がっておりまして、その中に 新たな道路ができるということで、地域の分断が発生するのではないかといったご意見は地元 の方からもいただいております。

大町地区については、梨畑が広がっておりまして、例えば北千葉道路ができることで畑が分断されるということで、今まで細い農道を、作業するために向こう側に行けていたのが、道路ができることによって大きく迂回しなければいけないといった問題が発生するというご意見をいただいております。

今後道路構造を検討する中で、地域の分断がなるべくないように、例えば大きく迂回しなく てもいいようにというと平面交差点を設けるという形になるのですが、それをどこに設けたほ うが良いのかですとか、稲越地区でも向こう側に渡る道路をどこに配置するのかということは、 適切に検討してまいります。

平原会長

はい。それでは他に。

石原委員

石原です。今日は2つ。

まずは確認というのか、お立場の確認をしたいのですが。

北千葉道路は国道と、国が関連する有料道路というか専用道路を作るわけですね。そうすると、事業主体は国であったりネクスコであったりすると思います。

千葉県は、環境影響評価を行うこと、その前段である配慮書や方法書でやり方を決めるというときに、これをやるのが都市計画決定権者であるから千葉県がやると説明されているわけですね。そういう意味で、どういう立場でやるかということで、千葉県の立場は市民寄りなのか、国寄りというか事業者寄りなのか、あるいは千葉県は交通施策をやっているから、そっちの意味になっているかによって、結構環境評価は変わってくるというか、視点が変わってくることがあるのだけれど。これは、国がこういう道路を作りたいんだというものに対して、こういう風にやっていくと環境だとかいろんな意味で影響が出るからそれは極力変なことが起こらないように、厳しい目でやっていくという立場でと理解していいのかどうか。そこを確認させていただければと思います。

もう1つは、やり方についてなのですが、前回か前々回配慮書の説明を受けた際、あるいは 一般の縦覧をしていた時に聞いたのか、まだ明確な道路が走る場所が決まっていないという返 事をいただいた。それは反対する方がいて、買収できないので何百mかずれてしまうかもしれ ないということをおっしゃっていたかと思うのですが、場所がはっきり決まっていない、ある いは構造を、特に市川の場合は、外環道路の接続から 2kmくらいは掘割構造になるのか、地下になるのか、それすら決まっていないという説明をされていたと思います。それが決まらないことには、騒音などは変わってくるでしょうし、ほかの影響も変わってくる。場所も道路通る地点で全く変わってくる。その辺がどういう順番でどこが決まって、環境影響評価をやっていくのか。あるいは環境影響評価をやるときには全部そこまで決まっているのか、その辺の順番をお聞かせください。

千葉県県土整備部道路計画課主査

まず一つ目の、どういう立場で行っていくのかということですが、手続きとしては、事業者が行う場合のアセスメント手続きと、都市計画変更が同時期に行われる場合は都市計画決定権者が事業者に成り代わって行う場合とがございまして、今回は元々昭和44年に都市計画決定がされていて、概ねの位置は決まっているのですが、その当時は一般道路を計画しておりました。今は真ん中に自動車専用道路を設けるということで、都市計画の変更が見込まれていますので、都市計画決定権者が行っているところです。

図書の作成に際しては、まだ事業予定者は決まっていないというのが正確なのですが、国及 び高速道路株式会社に事業化を県と沿線市でお願いしておりまして、事業化するための手続き は別にありますので、順を追って行うことになります。

どういう立場かというと、環境影響がなるべく少ない形で工事はしてほしいと思いますので、 ここにこういう影響があるからこうしてほしいというものは伝えてまいりたいと思います。

ただ、それが 100 年、200 年もかかるというような、長く時間がかかる構造を求めるという わけでもないので、そこはどういう影響があるのか、どこまで許容できるところなのかといっ たものはあろうかと思います。

ですので、地域の渋滞の緩和ですとか、成田空港への高速移動強化といった事業目的を達成できる範囲内で、環境影響がなるべく少ない、といったものになろうかと思います。

環境影響だけを考えて事業を実施するわけにはいかないと思いますので、どういったところで折り合いができるのかは、今後調査を行いまして、どういう影響があるのかを予測してまいりますので、その保全措置を検討する中で、最終的に事業を実施する予定の国と、こういう影響があるからこういう保全措置ができないかという協議を今後詰めていくことになると思います。

あと、構造につきましては、方法書という手続きの中では、大まかな構造しか出せておりません。並行して都市計画の手続きで構造の検討を行っておりまして、北千葉道路だよりの1面、もしくはスライドの1ページ目をご覧いただきたいのですが、都市計画の手続きの流れのほうで、都市計画の案の概要というものが都市計画の次の手続きとなります。そちらのほうで、変更する新たな都市計画道路の位置ですとか標準の断面図といったものを今後明らかにする形になりますので、そういうものを踏まえて次の段階で、どういうふうに環境影響があるのでそれを踏まえてこういう構造にしますと準備書で明らかにすることとなります。ですので、順を追ってその辺はお示しをしていきたいと思います。

石原委員

ちょっと確認ですけれども、なるべく環境を、事業目的を達成する中で影響を少なくするのはわかります。そういう意味で、都市計画の手続きをする県の担当と環境のほうの担当は違うわけでしょ、部門が。

千葉県県土整備部道路計画課主査

基本的には、我々道路計画課のほうで、都市計画の構造の手続きもそうですし、環境アセスメントの手続きも一緒に行っております。

石原委員

そこは本当だったら相反するところがあるから、環境のほうをしっかり求めていくと都市計画道路を作るほうが制約になったり、逆もあり得るわけで、そこは上手にやってもらわなければ困るということで、立場を聞いたわけだけれど。それはしっかりやっていただければと思います。

次、さっきの構造の話で、いまの説明からいうと、都市計画の案が出てきて、それを縦覧して意見を聞いて、また固めていくなかで決まっていくと。で、同時並行でやっている環境影響評価の時も決まってきて、最後に評価書が出てくる頃には、こういう構造だというものに対する保全措置が出て、今後変化することはないようなものが出てくるという理解でいいのですか。

千葉県県土整備部道路計画課主査

都市計画の案において最終的な線がでて、それに合わせた環境影響評価がこういう評価なので、例えばこういう保全措置をやった結果の線がこうですというのが、都市計画の案として出てきますので、その前の段階で一度示させていただいて、意見を求めて、保全措置の以外のところでも、もっとふってほしいとか構造をこうしてほしいとか、ご意見があると思うので、そういったご意見をふまえて、それと保全措置をミックスさせたもので、準備書なり都市計画の案を出すことになります。

石原委員

その時には今みたいに、どんな構造になるかはこれから、ということはないのですね。

千葉県県土整備部道路計画課主査

はい、その段階では具体的なものをお示しいたします。

平原会長

では、他にご意見は。

髙坂委員

一つだけ。市川は外環道路が出来たわけですね。外環道路もこのようなことをいっぱいやってきたのだと思います。ただ、実際に外環道路が出来た時点で、様々なことがわかるというということがたくさんあったと、私たちは思っているのですけれど。そういう点で、外環道路でやってきたことが、今度、どういうふうに活かされていくのか、どういう点が違うのかがあれば、教えてください。

千葉県県土整備部道路計画課主査

例えば地下水ですとか地盤沈下ですと、外環に近いところでまた同じように掘割構造物等を 設置するということで、外環で行われた地下水の対策工法がありますので、今後保全措置を検 討する上では、実際にすぐそばで行った事業の事例をもとに、その地域にあった手法を採用で きるメリットがございます。

あとは、同じように掘割式を考えている区間がありますので、環境影響評価といった面では、 掘割式では上がスリットで空いている高速道路というのはなかなか見受けられないので、そう いった部分でのデータの蓄積があると思いますので、具体的にどういったものが使えるという のはまだ言えないのですが、そういったものは参考にできると考えております。

大野委員

すみません、私がはじめに社会的影響ということで混乱されているかもしれませんが、本来 環境アセスメントの方法についての話ですよね。そうすると、これからどういう道路ができる ということではなくて、これから起こりうる環境の変化について、どういった項目でどのよう な方法でアセスメントをするかという説明ですよね。だから、今のご意見は次の段階の時のご 意見なのかなと思うのですが。実際にどうやって使うかというのは。

平原会長

私としても、そういう方向性で考えていたのですが。

まだ、いわゆる事前の段階で、具体的な案が決まっているわけではないので、どこをどうするかとか、具体的にどう評価に活かすかというのは次の段階かなと思います。

だから、我々が意見を述べるのはもう少し後なのかなと思います。

他、何かございますでしょうか。

小倉委員

基本的なところですが、20ページ、評価項目のそもそもの選定というところで、色々な意味で考慮しなければいけないということで選ばれていると思うのですが、例えば粉じんが建設機械の稼働と自動車の走行しかないですね。しかし、当然掘削工事等で粉じんはたくさん出ると思いますが、そういう意味等で他のところはどうカバーされているのか。

千葉県県土整備部道路計画課主査

建設機械の稼働については、掘削工事ですとか工作物の除去をする際に建設機械は稼働しま すので、そういったものを含め評価すると解釈していただければと思います。

例えば、道路があって、そこに自動車が走ることによって大気質とか低周波音が発生しますので、あることが前提でそこに車が走るとどうなるのかといった形を想定しておりますので、ほかの道路の事業の事例をもとに今回項目を選定しておりますけれども、今回構造の適用範囲が決まっていないということで、結構幅広く設定しているような形となっております。

平原会長

他に何かご意見はございますか。

ないようですので、どうもありがとうございました。

次に移ります。

議題3の市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例について、担当者より説明をお願いします。

自然環境課長

自然環境課長の松村です。

議題 3「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例」につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料 2-1、資料 2-2 をお願いします。資料 2-2 は条例そのものとなっております。今回は資料 2-1 の条例の概要に沿ってご説明させていただきます。

はじめに、条例施行日ですが、本条例は、平成30年6月27日に制定され、31年1月1日から施行されることとなっております。

次に、条例制定目的は、カラス被害の対策を講じることにより、カラス被害の防止及び低減を図り、もって市民等が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上に寄与することを目的としております。

次に基本理念についてですが、カラス被害対策は、市長、事業者、市民等がそれぞれの責務 を適切に認識するとともに、相互に協力及び連携をして、推進されなければならないとしてお ります。

次に各主体の責務についてですが、市長は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、カラス被害の対策に関する指針を策定し、これに基づく施策を実施するものとしております。事業者は、事業活動を行うにあたり、基本理念にのっとり、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市が実施するカラス被害の対策に積極的に協力するものとしております。市民等は、基本理念にのっとり、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市が実施するカラス被害の対策に積極的に協力するものとしております。

次に集合住宅におけるカラス被害の防止及び低減についてですが、集合住宅の所有者等は、 カラス被害を発生させないよう、又は発生したカラス被害を低減し、若しくはなくすことがで きるよう、ごみの集積所の設置及び管理をしなければならないとしております。

次に集合住宅以外の住宅等におけるカラス被害の防止及び低減についてですが、ごみの集積 所を利用する集合住宅以外の住宅、事業者等の所有者等は、その利用にあたって、カラス被害 を発生させないよう、ごみの適正な排出に努めるものとしております。

最後に行政指導及び不利益処分についてですが、市は、本条例に違反する事実があると認められるときは、違反したものに対し、カラス被害の防止又は低減に資する助言及び支援を積極的に行うこととし、助言及び支援を行っても功を奏さないときは、必要な指導を行うこととしております。集合住宅の所有者等については、市の指導に従わないときは、改善のために必要な勧告、命令を行い、これに従わないときは、その旨を公表することができるとしております。今後の予定としては、自然環境課において、カラス生息実態調査を実施し、これを踏まえ「カラス被害対策指針」を策定する予定となっております。

以上で、簡単ではございますが説明を終わります。

石原委員

この条例は、6 月議会で我々が審議をして通ったわけですからそこはわかるのですが、そのあと市のどの課が主管になってやるのか、何が決まったのか、それからカラス対策というのは大体環境部だと思うのだけれど、ごみ集積所の話しは清掃部ですから、その辺の関係で条例が通った後、市のほうの体制はどう決まったのか、まず教えていただきたい。また、環境部がこの条例に基づいて、どういうことをこれからやっていくのか、まずカラス生息実態調査をして、カラス被害対策指針をまとめる、これがあなたの仕事なのか、何を、どんなことを課長としてやっていくのか、そこをまず教えていただけますか。

自然環境課長

まずこの条例が制定されて、これまで市川市カラス対策マニュアルというもので対応を図ってきましたが、その対応マニュアルの中で関係する課、清掃事業課、総合市民相談課、それ以外に自然環境課等があるのですが、そこで話し合いをもちまして、まず推進体制を作っていこうと、そこの中心に清掃事業課と自然環境課、総合市民相談課、やはりここにこういう被害・苦情等がよく寄せられていますので、その3課で、いま話し合いを始めております。その中で決まったことは、指針につきましては自然環境課で作成しようと。こちらは条例にも書かれていますが、指針を策定するにあたっては、カラスの生息実態調査を行わなければならないと。このカラスの生息実態調査について、過去にやった例を見ても冬ねぐらの調査と繁殖期、それと繁殖期後の生息数が増えた後の秋ねぐらの調査、こういった1年の調査を通して、最終的に自然環境課の方でまとめるということは決まっております。それまでの当面の間は、自然環境において今あるカラス被害の対策マニュアルを見直ししまして、当面はそれで運用をしようと、そういったところは決まっております。以上です。

石原委員

なんとなく分かったんだけれども、結局 3 つの部、清掃部と市民部と環境部のそれぞれの課 に関係ありますという返事はしたんだけれども、じゃあこの条例はどの部の所管になったんで すか。

自然環境課長

現在、協議の中では清掃事業課、やはりこれが今回特徴的な8条のごみ集積場というところがありますので、一応そういう清掃事業課の方向で話を、協議を進めております。以上です。

西原委員

この条例を見ていると集合住宅ということで、集合住宅メインでなっているみたいで、集合 住宅の規模をどれくらいでお考えなのかということと、あと対策を講じることについて補助金 等を考えておられるのかどうか、それだけちょっとお尋ねします。

自然環境課長

条例の本文の方になるのですが、そちらの2条にこちらで定義していまして、集合住宅、条例2条の中に「集合住宅とは、住戸数が2戸以上で構成されるマンション又はアパートその他の共同住宅であって、廊下、階段等の共用部分を有するものをいう。」ということで、集合住宅というのは、ここで定義されております。

次に補助金というお話があったのですが、こちらにつきましては、これまでのごみ対策として 市川市が実施しておりますごみネットの貸与ですとか、金網式のごみ箱ですとか、そういった ものについてはこちらのほうで貸し出しを行っているというところで、補助金というところは 今のところございません。以上です。

平原会長

他になければ、次に移ります。

議題4の生物多様性いちかわ戦略の進捗状況について、担当者より説明をお願いします。

自然環境課長

自然環境課長の松村です。

議題 4「生物多様性いちかわ戦略の進捗状況について」につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料3をお願いします。

はじめに、いちかわ戦略の基本理念についてですが、生物多様性の保全再生と持続可能な利用を進めていくために、「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「自然と文化と人」のつながりを形成することとし、自然を軸とした様々なつながりの形成を進めていくため、平成26年3月に「生物多様性いちかわ戦略」を策定いたしました。

次に、目標年次についてですが、いちかわ戦略では、市の総合計画や生物多様性国家戦略との整合を図り、段階的に3つの目標年次を設定しております。2020年の短期目標では、生物多様性への配慮を市の施策に浸透させることとしております。今年、2018年は2020年見直しの概ね中間点となります。2025年の中期目標では、国・県・近隣市との連携のもと、あらゆる公共事業に生物多様性への配慮を反映させることとしております。2050年の長期目標では、市民生活、事業活動、土地利用、国、県、市の行政活動等のあらゆる場面に生物多様性への配慮を浸透させ、定着させることとしております。

次に、戦略の体系についてですが、生物多様性の保全・再生や豊かな文化と景観の保全・創 出など4つの基本戦略とそれを実現させていくための12の行動計画及び実現に向けた具体的な 31の施策で構成されております。

次に、推進体制についてですが、資料の4.推進体制に示すように市民をはじめ、団体、事業者、市、教育機関との協働・連携によって事業を推進しております。

次に、2020年目標の進捗状況についてですが、各行動計画における代表的な施策について、 これまでの進捗状況を記したものを、資料の右側 5.進捗状況に示しましたので、ご覧ください。 左から施策の内容、指標、2015 年度実績、2017 年度実績、次にいちかわ戦略策定時の 2013 年 度実績、一番右側が 2020 年の目標値になります。目標値は 2013 年度実績と比較してのもので ございます。なお、2013 年度の実績ですが、「⑨子どもたちが自然や文化に触れ合える機会の 提供」と「⑩消費活動における生物多様性への配慮」について、記載がありませんが、⑨につ いては、51 校となりますので、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。⑩につきまし ては、当該年度にアンケート調査を行っていないことによるものです。それでは、施策の一例 を見てみますと、施策の「①民有樹林地の保全協定の維持」では、指標は「協定山林の面積」、 2020 年で「民有樹林地」を 2013 年と比較して維持することを目標としております。 2013 年が 38.8ha で、2017 年 38.2ha と、僅かに減少しております。施策の「②市街地の緑地の保全」で は、指標は「都市緑地の面積」、2020年は緑地面積を2013年と比較し増やすことを目標として おります。2013 年が 57ha、2017 年が 76.9ha と、約 20ha、35%増となっております。一方、施 策の「③都市農地の保全」では、指標は「生産緑地の指定面積」、2020 年は生産緑地面積を 2013 年と比較し維持することを目標としておりますが、2013 年が 99.5ha、2017 年が 93.28ha と約 6ha、6%減となっております。このように、全ての施策が順調というわけではありませんが、関 係部署と連携して目標達成に向け、更なる推進を図ってまいります。

次に、生物多様性いちかわ戦略の推進に係る主要事業についてですが、主要事業は 4 つございます。

まず、1つ目の事業としては、「生物多様性モニタリング事業」です。この事業は、市の地図情報システムを活用した市民参加型の調査で、事前に登録していただいた調査員が市内で確認した 29 種の指標生物をスマートフォン等で報告していただくものです。29 年度では、99 人の調査員から 300 件以上の報告をいただいたほか、指標生物以外についても 160 件ほどの報告をいただいております。なお、調査員数は現在 126 人で、昨年度より 27 人、27%増となっております。

2つ目は、鳥類調査です。これは、専門員が市内の重要な緑地と水辺など16地点において、 定期的に鳥類6種の生息状況に関する調査を行うものです。29年度では、メジロやウグイス、 コゲラ、ヒバリなど748羽の生息が確認されております。

3 つ目は自然環境講座です。これは市民を対象に生物多様性の必要性などの普及啓発を目的に、市内の自然を見学してもらう内容のものです。平成29年度は10回開催し、参加者数は96人でした。なお、本年度より、大柏川第一調節池緑地において毎月第1・第3日曜日に主に子どもを対象とした自然体験学習を実施しております。

4 つ目は、生物多様性セミナーです。これは生物多様性に関する理解を深めるため、事業者や市民団体などを対象に実施しているセミナーです。29 年度では、企業における先進事例紹介として、NEC 株式会社我孫子事業所にある 4 つの池における環境保全活動などについて紹介いただいております。参加者数は36人でした。

最後になりますが、本日、配布いたしました、こちらの「いちかわ生物多様性通信」についてですが、本年度に水生生物調査を実施しており、5月に調査を実施した結果をお知らせするものです。調査結果では、多数のアユが採取されたほか、ウナギが見つかるなど、水質の改善や護岸整備などにより、生物多様性が豊かになったことが考察されます。

以上で、説明を終わります。

平原会長

ありがとうございました。今の説明について、ご質問はございますか。 質問のある方は挙手をお願いします。

ないでしょうか。

特にないようですので、これで本日の案件はすべて終了です。

では、これをもちまして、本日の「市川市環境審議会」を閉会させていただきます。 本日はありがとうございました。